

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〇四十一 略〕

四十二 法第三百三十三条第一項第六号

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第十四条の九の二 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔条を加える。〕

〔一〇四十一 同上〕
〔号を加える。〕

改 正 前

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四 「同上」

一 法第一百一条第四項（法第二百九十九条及び第二百七十二条の十

七において準用する場合を含む。)

二 法第二百七十二条の二十五第三項（法第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）

三 法第三百十七条第一号の二

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第二百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一～十四 略〕

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

〔一～十四 同上〕

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

〔十六～二十六 略〕

〔2～10 略〕

〔条を削る。〕

〔十六～二十六 同上〕

〔2～10 同上〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「同上」

第五十九条の六

〔略〕

第五十九条の六 「同上」

第五十九条の六 法第二百六条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百四十三条の二 「略」

「2～4 略」

「項を削る。」

(業務、経理に関する規定の準用)

第一百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第一百九十九条において準用する法第一百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百四十三条の二 「同上」

「2～4 同上」

5|| 法第一百九十九条において準用する法第一百十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(業務、経理に関する規定の準用)

第一百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第一百九十九条において準用する法第一百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する

る意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第一百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第一百条の二」とあるのは「法第一百条において準用する法第一百条の二」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十八条」とあるのは「法第一百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第一百四十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）

る意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第一百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第一百条の二」とあるのは「法第一百条において準用する法第一百条の二」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十八条」とあるのは「法第一百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第一百四十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）

「とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第二百九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、「同条第四号及び第五号中「業務」と、第五十三条の十一中「業務」と、「顧客」と、第五十三条の十二中「業務」とあるのは「日本における顧客」と、「同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十二の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、「第五十三条の十二」の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、「第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中」「法第二百条の五」とあるのは「法第二百九十九条において準用する法第二百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、「第五十九条の六」中「法第二百一条第六項」とあるのは「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該

「とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第十九条」とあるのは「法第二百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第二百九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、「業務」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第二百条の五」とあるのは「法第二百九十九条において準用する法第二百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の七中「法第二百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該

外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剩余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十

外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剩余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十

九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 「略」

2 法第二百七十二条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令

で定めるものは、次に掲げる業務とする。

〔一～十四 略〕

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

〔十六～二十六 略〕

〔3～10 略〕

〔条を削る。〕

第二百十条の十の五 「略」

〔条を削る。〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 「同上」

2 「同上」

〔一～十四 同上〕

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

〔十六～二十六 同上〕

〔3～10 同上〕

第二百十条の十の五 法第二百七十二条の二十五第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第二百十条の十の六 「同上」

第二百十一条の三十九の三 法第二百七十二条の十七において準用する法第二百十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的

九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

「条を削る。」

第二百十一条の八十三の三 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十二条の二十五第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。